

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	和歌山市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人 和歌山市医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のある 教員等による 授業科目の 単位数	省令で定める 基準単位数	配置 困難
看護専門課程	看護学科	夜・ 通信	74 単位	10 単位	
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

事務室に備付で、申請があれば閲覧・公表する。

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第 2 号の 2－②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第 2 号の 2－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	和歌山市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人 和歌山市医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	運営審議会
役割	学校の運営管理と教育内容の充実を目的として会議を開催する。 以下のような内容を審議し、よりよい学校となるよう改善していく。 学校施設整備計画 年間行事 学生数 教職員 実習施設 看護師国家試験 学生の就職状況

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
現職 某医院院長	令和 7 年 6 月 27 日～令和 9 年 6 月 26 日	和歌山市医師会理事
現職 某医院院長	令和 7 年 6 月 27 日～令和 9 年 6 月 26 日	和歌山市医師会理事
現職 某病院院長	令和 7 年 6 月 27 日～令和 9 年 6 月 26 日	和歌山市医師会理事
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	和歌山市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人 和歌山市医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
授業計画書については、実務経験のある教員等が、担当している授業の科目・単元・単位数・時間数・対象学年と時期・授業方法・科目の目的・科目の目標・授業内容・使用する教科書、参考文献・評価方法・留意事項などの項目を事前に計画し作成している。 学生にはあらかじめ授業計画書を配布している。	
授業計画書の公表方法	事務室備付で、申請があれば閲覧・公表する。
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
授業科目の学修成果については、あらかじめ学則やシラバス等で提示している成績評価の基準や方法の通りに評価している。 授業科目の単位または履修を認定するための試験を実施する。 試験は、各科目の授業終了後に試験計画（年度初めに学生に提示）に基づき行う。試験の成績だけではなく、レポートや受講態度なども考慮し点数化することで客観性をもたせている。受講態度に関しては、質疑応答や積極的な発言などで学生の意欲を判断している。また、私語や居眠りなども判断の要素としている。 試験で不合格になった場合、再試験を受ける事ができる。 やむを得ない理由で試験を受けられなかった場合は、追試験を認めている。 学年度末に単位認定会議に諮り、より客観的に判定し単位を認定する。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) GPAを算出し、成績評価の客観的な指標としている。 GPAの算出方法 1. 授業科目ごとの成績を素点に応じて5段階で評価する。 2. それぞれの段階に対して「4.0」「3.0」「2.0」「1.0」「0.0」のGPを付与する。[表1] 3. 以下の[式1]に当てはめてGPAを算出する。 [表1] <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目の素点</th><th>GP</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100～90</td><td>4.0</td></tr> <tr> <td>89～80</td><td>3.0</td></tr> <tr> <td>79～70</td><td>2.0</td></tr> <tr> <td>69～60</td><td>1.0</td></tr> <tr> <td>59～0</td><td>0.0</td></tr> </tbody> </table> [式1] $\frac{(\text{入学時より履修すべき科目で取得したGP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{入学時より履修すべき科目の総単位数}}$ GPAを算出したあと順位をつけ、下位4分の1がわかるようにしている。		科目の素点	GP	100～90	4.0	89～80	3.0	79～70	2.0	69～60	1.0	59～0	0.0
科目の素点	GP												
100～90	4.0												
89～80	3.0												
79～70	2.0												
69～60	1.0												
59～0	0.0												
客観的な指標の算出方法の公表方法	事務室に備付で、申請があれば閲覧・公表する。												
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 学則により規定する科目(104単位)を全て履修し、その単位を修得した者に対し卒業認定を行う。 ただし、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者については、原則卒業認定は行わない。 卒業前に卒業判定会議に諮り、卒業判定を行う。													
卒業の認定に関する方針の公表方法	事務室に備付で、申請があれば閲覧・公表する。												

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	和歌山市医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人 和歌山市医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	和歌山市医師会事務局に備付で、申請があれば閲覧・公表する。
収支計算書又は損益計算書	和歌山市医師会事務局に備付で、申請があれば閲覧・公表する。
財産目録	和歌山市医師会事務局に備付で、申請があれば閲覧・公表する。
事業報告書	和歌山市医師会事務局に備付で、申請があれば閲覧・公表する。
監事による監査報告（書）	和歌山市医師会事務局に備付で、申請があれば閲覧・公表する。

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士		高度専門士	
医療分野		看護専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	104単位	81単位	講義時間 に含む	23単位		
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		23人	0人	4人	3人	7人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 前年度のカリキュラム評価の結果を受け組み立てを再考し、8月頃から作成を始め12月頃には3年間のカリキュラムを作成する。 翌年3月に外来講師に依頼する。
成績評価の基準・方法
（概要） 学科では試験やレポート、臨地実習では評価表を用いて点数化し、その点数化されたものを「優・良・可・不可」で最終評価をしている。 ※ 優：80点以上 良：70～80点未満 可：60～70点未満 不可：60点未満 「不可」の科目は単位未修得となる。 また、客観的な指標としてGPAを算出している。

卒業・進級の認定基準
(概要) 毎年、2月に卒業判定会議、3月に単位認定会議に諮り、その年の卒業認定・単位認定を行っている。 卒業認定の基準は、すべての単位を取得していること及び欠席日数が3年間の出席すべき日数の3分の1未満であることである。 単位認定基準は、可以上の科目は単位修得となり、不可の科目は単位未修となる。
学修支援等
(概要) 担任制をとっており、学習困難な学生がいれば、担任がその都度面談を実施している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
28人 (100%)	0人 (0%)	28人 (100%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 病院			
(就職指導内容) 就職説明会の情報提供、就職試験の面接内容等についての指導			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験受験資格、保健師・助産師養成所受験資格、大学編入			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
56人	5人	8.9%
(中途退学の主な理由) 進路変更 成績不良		
(中退防止・中退者支援のための取組) 欠席が目立ち始める、或いは、悩みの相談があった時などに適宜面談。 ときには、保護者も入り三者面談などを実施。 心理カウンセリング実施。		

②学校単位の情報

a)「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
看護学科	円	36万円	11万円	その他は実習料
	円	円	円	1年生在籍生がいないため、
	円	円	円	入学金、施設整備協力費なし
	円	円	円	
修学支援(任意記載事項)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 事務室に備付で、申請があれば閲覧・公表する。		
第三者評価の基本方針(実施方法・体制)		
学校関係者評価の基本方針については、以下の通りとする。 主な評価項目 (1)教育理念・目標 (2)学校運営 (3)教育活動 (4)学修成果 (5)学生支援 (6)教育環境 (7)学生の受け入れ募集 (8)財務 (9)法令の順守 (10)社会貢献・地域貢献 評価結果の活用方法 ・「専修学校における学校評価ガイドライン」を踏まえた評価項目に沿って、評価委員に自己評価報告書及び学校評価に関する資料を配布した上で、指導や意見を伺い報告書を作成する。 ・報告書をもとに理事会に報告した上で全教職員に共通理解を図り、教職員会議等で意見交換を行い、改善に向けて取り組む。 ・学校と地域や保護者等をつないで相互の連携協力を深める。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
某医院院長	令和8年4月1日～令和9年3月31日	
某医院院長	令和8年4月1日～令和9年3月31日	
某病院看護師	令和8年4月1日～令和9年3月31日	卒業生
某病院看護師	令和8年4月1日～令和9年3月31日	卒業生
第三者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 事務室に備付で、申請があれば閲覧・公表する。		
(備考)		
第三者評価は未実施である。		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) http://washii-unet.jp/kango/
--

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H130310000143
学校名（〇〇大学 等）	和歌山市医師会看護専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	一般社団法人 和歌山市医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		1 3 人（－） 人	1 0 人（－） 人	1 3 人（－） 人
内 訳	第Ⅰ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（－人）	（0人）	
	第Ⅱ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（－人）	（－人）	
	第Ⅲ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（－人）	（－人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－	－	
	区分外（多子世帯）	－	－	
家計急変による 支援対象者（年間）				0 人（0） 人
合計（年間）				1 3 人（－） 人
(備考)				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	—
訓告	0人
年間計	—
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	—	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意 欲が低い状況	0人	人	人
計	—	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。